

# 和地ひとみレポート No.266

## 情報のバリアフリー化：総務省が掲げる基準を 東大和市のホームページで達成

### ■情報のバリアフリー化

…今はどこの自治体、企業、団体、店舗でも当たり前のようにインターネット上にホームページを持ち、情報を提供しています。私たちは ICT（情報通信技術）の進展により、手軽に様々な情報を取得できるだけでなく、手続きの簡略化などの利便性の向上など、様々な恩恵を得ていますが、一方で、年齢・身体的条件によるデジタル・デバイド（≒情報格差）のため、高齢者・障害者の方などがこうした恩恵を享受できていない状況があることも事実です。

…そこで、総務省では高齢者・障害者を含めた誰もが ICT を利活用し、その恩恵を享受できるよう情報のバリアフリー関連施策を積極的に推進。対象となる団体などに情報のバリアフリー化＝ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として「みんなの公共サイト運用ガイドライン」という手順書も策定しています。さらに、総務省では「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker」を開発。総務省のホームページからそのツールをダウンロードして、ホームページ等の運用団体は自分たちのホームページのアクセシビリティをチェックできるようにもなっています。

#### ◇総務省のガイドラインで示されている対象団体

⇒国及び地方公共団体等の公的機関

※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。

#### ◇総務省のガイドラインにおいて対応が求められる対象

ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。公式ホームページ（スマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、対応すること。

⇒公式ホームページ（スマートフォン向けサイトを含む）

⇒関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。

また、指定管理者を含む外部事業者へ委託して公開しているものを含む。

⇒ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）

⇒スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト

⇒公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など

⇒CD 等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）

⇒団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ

⇒業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの

### ■重要性とその背景は

…確かに、公的機関や東大和市などの自治体などが発する情報を利活用できない人がいることは問題です。ウェブアクセシビリティの重要性について総務省は「インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっている。しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、例えば避難場所に関する情報をホームページ等から取得できなかったり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性がある。」としています。…また、総務省は、情報のバリアフリー化が出来ていない具体的な例として

「居住地域の安全に関わるデータを表したグラフが画像で掲載されており、その画像に代替情報が用意されていない。そのため、視覚に障害のある住民が音声読み上げソフトを利用して情報を取得しようとした際に、自身の安全に関わる情報を入手できない」

「施設の所在地と道順を示した地図において、最寄りのバス停の名称を示した文字の色が薄く、色を識別しづらい利用者がバス停の名称を読み取れない」

「公式ホームページで市長の会見の内容を動画で提供しているが、市長が話した内容が字幕で提供されておらず、聴覚に障害のある利用者に内容が伝わらない」

「公式ホームページの上部に配置されたメニューのリンクがキーボードで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用できない」

といった状況を挙げています。

…たしかに、このような情報格差が出来ていることは問題。この問題については平成 28 年 4 月 1 日施行された障害者差別解消法においても差別解消の対象とされています。しかし、ウェブアクセシビリティ確保は障害者に対する特別な対応ではありません。誰も加齢や一時的な怪我や病気で情報が得られない状況になり得ることがあり、総務省ではウェブアクセシビリティの確保は一般の利用者のためにも必要なこととしています。また、その対象は外国人旅行者も含んでおり、例えば日本語を理解できない外国人が、旅行中に震災にあった場合に、避難情報等を得られるかといったことも対象に。さらに、ウェブアクセシビリティ対応を行えば、利用者の満足度向上、窓口への問合せ減少による業務効率化につながることも総務省のガイドラインでは示されています。

（裏面に続く）



## ■東大和市の状況は

…平成 29 年 12 月 1 日に東大和市は公式ホームページをより魅力的で使いやすくするためリニューアルしました。そのリニューアルの目玉は多摩地域初の取組のイントロページ（東大和市のイメージを紹介するため、街並みの画像等を掲載したもの）の設置でしたが、それとともに、東大和市では“東大和市ウェブアクセシビリティ方針”に基づき、ウェブアクセシビリティにも配慮したホームページの運用を開始しました。

…総務省のガイドラインでは、対象となる団体などに求める取組と期限が以下のとおり設定されていますが、昨年の 12 月 1 日のホームページリニューアルでは、東大和市もこのガイドラインに即した対応を行いました。

### ◇総務省のガイドラインが求める取組と期限

⇒ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開していない団体は、速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開する。（東大和市は策定済み）

⇒提供するホームページ等について、遅くとも 2017 年度末までに JIS X 8341-3 の適合レベル AA に準拠させる（試験の実施と公開）。

⇒1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開する。

…また、総務省は平成 29 年度には国及び地方公共団体の公式ホームページを対象に、miChecker を用いてウェブアクセシビリティ対応状況調査（JIS X 8341-3 への対応状況調査）を行い、調査結果についてランキング化するなど、各団体の取組状況を可視化し、公表するとしていました。この総務省の調査について市に確認したところ、事前通知がない中での調査で、おそらく昨年の夏ごろ実施されたのではないかとのこと。その時点での東大和市のホームページは以前のものだったため、ウェブアクセシビリティについては、全国でも下位の状況だと思ふとのことでした。

## ■東大和市で独自試験を実施

…総務省が示している取組と期限もあることから、東大和市ではホームページのリニューアルにおいて、国の定めた達成基準に準拠することを目標に、システム改修や画像に音声読み上げようの説明文書を付記するなどの必要な対応を行い、リニューアル後、市の公式ホームページのウェブアクセシビリティ対応状況について独自に試験を受けたとのこと。その結果について、下記の通り公表がありました。今後、この試験結果はホームページに掲載されるとのことです。

### ◇東大和市の公式ホームページの試験結果など

#### ① 目視試験（人による詳細な確認）

抽出した 50 ページ全てが『JIS X 8341-3:2016』の適

合レベル AA に適合しているという結果を得た。

#### ② 機械試験（チェックシステムによる確認）

全 2,983 ページ中「非常に良い」が 2,771 ページ(93%)、「良い」が 212 ページ(7%)で、「悪い」「非常に悪い」はなかった。この機械試験は全庁的にアクセシビリティ対応を行う以前の平成 29 年 6 月にも実施している。その比較表は下記の通り。

（単位：ページ数）

	非常に良い	良い	悪い	非常に悪い	合計
6 月	0 (0%)	570 (18%)	2,344 (75%)	229 (7%)	3,143
12 月	2,771 (93%)	212 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	2,983

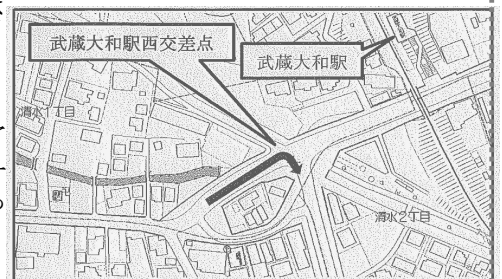
…また、今回の試験を実施した機関より、東大和市の公式ホームページについての適合証明書が発行され、東大和市の公式ホームページは“東大和市ウェブアクセシビリティ方針”で掲げた目標を達成したとのことです。

…今回のリニューアルで良い結果が出た東大和市の公式ホームページですが、ホームページは日々、情報が更新されるもの。総務省は団体の長（≒市長）には「組織の取組を推進させるに当たり、積極的に取組体制の構築、必要な予算の確保及び地域との連携の推進等に関し強いリーダーシップを発揮すること」を求めています。確かに、自然災害が発生した際などは、市のホームページからの情報は“命綱”になりうることもあります。今後も、より使いやすいホームページを維持する取組みを継続してほしいと思います。

## 右折矢印信号機が設置されます

武蔵大和駅西交差点は、都道が改修されたことを機に、歩車分離信号になるなどの変化がありましたが、奈良橋方面から小平方向への右折については、右折レーンはあるものの、直進する車が途切れず、時には 1 台も右折できないほどでした。この点については、多くの市民の方から市や警察署に改善を求める声が寄せられており、市や警察署も信号機を管轄する警視庁に申し入れを行っていました。そしてこの度、右折矢印の信号の設置が決定されました。

2 月 14 日の午前 10 時から作業を開始し、作業終了後に運用がスタートする予定となっています。



市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

【プロフィール】



1970 年 東京都北区生まれ。父の転勤で 1 歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を 2 年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。『学校』の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経 WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011 年 4 月、初当選。現在 2 期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員  
和地 ひとみ

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所

HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp)

【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102